

佐久市老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る
実態調査等業務プロポーザル実施要領（公募型）

１ 業務名

佐久市老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務

２ 概要及び目的

本市においては、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「佐久市老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画（計画期間：令和９年度～令和１１年度）」を策定する予定である。

この要領は、計画策定に必要な調査・分析及び専門的視点に基づく助言・提案等の支援に関する業務について、その委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

３ 業務内容

別紙仕様書のとおり

４ 予定業務期間

契約締結日から令和８年３月１９日（木）まで

５ 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

６ 事業費限度額

３，３００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

７ 参加資格要件

本実施要領の公告日から受託候補者決定日までにおいて、次の全ての要件を満たす者とする。

- （１）令和７年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者であること。ただし、令和７年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（「１１ 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」を参照）を提出し、審査委員会において資格者と同等の参加資格を有すると認められた場合に、本業務に限り参加できるものとする。
- （２）佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成２４年佐久市告示第１０９号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成１７年規則第１３９号）第１０３条第１項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項または第２項の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）国税及び地方税を滞納していない者。

- (6) 老人福祉法及び介護保険法に基づく市町村老人福祉計画・介護保険事業計画策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や計画策定業務と同種類業務を完了した実績をそれぞれ1件以上有していること（規模は問わない。）。
- (7) 次に掲げる者は、同一の案件に参加することができないものとし、該当しないこと。
 ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。
 イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者。
- (8) 共同企業体での参加でないこと。
- (9) 情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録（プライバシーマーク取得）がなされていること（JISQ15001等）。

8 選考日程

内容	期間等
質問の受付（電子メール）	提出期限 令和7年7月25日（金） 17時15分必着
質問の回答（ホームページ）	回答日 令和7年8月1日（金）
参加表明・企画提案書等の提出（持参または郵送）	提出期限 令和7年8月8日（金） 17時15分必着
一次審査（書類審査）	実施日 令和7年8月19日（火） 結果通知日 令和7年8月21日（木）
二次審査（プレゼンテーション審査）	実施日 令和7年8月27日（水） 結果通知日 令和7年8月29日（金）

9 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和7年7月25日（金）17時15分必着
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 ア 電子メールでの送信時件名は、「佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
 イ 電子メールで送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、電子メールによる提出以外の方法での質問は受け付けない。
 エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 令和7年8月1日（金）までに佐久市ホームページに掲載する。
- (5) その他
 ア 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
 イ 質問に対する回答内容をもって、本実施要領及び【別紙1】企画提案書等作成要領を追加または修正したものとみなす。

10 参加表明及び企画提案

(1) 提出期限 令和7年8月8日(金) 17時15分必着

(2) 提出書類 別表「提出書類確認表」による。

(3) 提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

(4) その他

ア 提案にあたっての基本事項、作成内容及び作成上の留意点については、「【別紙1】企画提案書等作成要領」を参照すること。

イ 各提出書類ともA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

ウ 正本(1部)には、案件名「佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。

エ 副本(1部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は該当箇所に黒塗り等して対応すること。(電子データ副本についても同様とする。)

オ 提出は、1者につき1提案に限る。

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録されていない者は、以下の追加書類を各1部提出すること。

(1) 提出期限 令和7年8月8日(金) 17時15分必着

(2) 提出書類 別表「提出書類確認表」による。

(3) 提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年8月12日(火) 17時15分

(2) 提出書類 辞退届(様式3)

(3) 提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)

持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

13 審査

(1) 一次審査(書類審査)

別添評価基準書に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、点数付けにより上位3者を選定するものとし、参加者数が3者以下だった場合については、一次審査は二次審査と同日に実施する。同順位の場合は、別紙評価基準書一次審査項目①の点数が上位の者を選定する。別紙評価基準書一次審査項目①の点数が同じ場合は②の点数、②が同じ場合は③の点数、③が同じ場合は④の点数で上位を選定する。④の点数が同じ場合は、参加者数が4者以上であっても二次審査を実施することがある。なお、前述の「7参加資格要件」を満たしていない者は一次審査の対象としない。

ア 実施日 令和7年8月19日(火)

イ 結果通知日 令和7年8月21日(木)

ウ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付するほか、一次審査合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和7年8月27日（水）

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一時審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき40分（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑10分、撤収5分）とし、個別に行う。

エ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選考方法

（ア）実施順は、企画提案書の受付順とする。

（イ）審査委員が別紙評価基準書に基づき点数付けすることにより決定する。

二次審査の参加者のうち、参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合はそれらの者のうち、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。2位も同数の場合は、参考見積額の低い者を受託候補者とし、参考見積額が同じ場合は審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者として扱う。

ただし、審査においては、別紙評価基準書における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は選定の対象としない。

（ウ）選考結果は、全ての参加者に通知する。

（エ）参加者が1者になった場合でも評価を行う。

（オ）参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

カ 結果の公表

令和7年8月29日（金）に二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

（ア）当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

（イ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、モニターによる説明、投影される資料の配布は許可する。なお、当日使用するマイク、モニター（パソコンの接続が可能）は市で用意する。

【モニター品番】メーカー：シャープ、型番：PN-HW551

（ウ）プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため自己紹介は行わないこと。また、モニターに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。上記（イ）についても同様とする。

14 契約の締結等

（1）予定価格は、企画提案の際に受託候補者から提出された見積書を参考に定める。

（2）受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。

（3）受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、

（2）と同様の方法により契約する。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備又は錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 事務局

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市福祉部高齢者福祉課介護保険事業係 係長：山岡 担当：静谷

TEL：0267-62-3154（直通）

FAX：0267-63-0241

メールアドレス：koureisya@city.saku.nagano.jp

【別紙１】令和７年度老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務プロポーザル企画提案書等作成要領

１ 基本事項

本プロポーザルは、令和７年度老人福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではないので十分注意すること。

なお、企画提案書等の作成に当たっては、仕様書を踏まえた内容とすること。

２ 作成内容

（１）企画提案書

別紙評価基準書の内容を網羅すること。

また、次のうちア～エについては、必ず記載すること。

ア 調査業務を行う上での基本的な考え方

イ 調査実施体制

ウ 調査提案内容

（仕様書「４業務内容」（１）カ（２）ア～オの業務についての提案を簡潔明瞭に記述すること）

エ 佐久市の現状認識に関する事項

（第９期介護保険事業計画の理解、現状をどのように評価しているかを記述すること

オ その他、独自提案やアピールしたい点などがある場合は簡潔に分かりやすく記載すること。

（２）業務工程表

業務工程と役割分担が具体的に分かるように提案すること。

（３）参考見積書内訳書

次の３点が分かる記載とすること。

ア 仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳

イ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、事業費限度額以内の金額とすること。

ウ 仕様書の業務内容に応じて、一部再委託予定のものがある場合はその旨を記載すること。

３ 企画提案書の作成上の留意点

ア 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ホチキス留めにて提出すること。

イ 文字の大きさは、１１ポイント以上とすること。ただし、図表等においては、この限りではない。

ウ 文書を補完するための写真、イラストの使用は、任意とする。

【別表】

提出書類確認表

商号又は名称：

No.	提出書類名	提出要領	備考	区分	申請者 確認覧	佐久市 確認覧
1	参加表明書兼誓約書	様式2		◎		
2	企画提案書等提出届	様式4		◎		
3	企画提案書	【別紙1】企画提案書 等作成要領」参照		◎		
4	会社概要書	様式5		◎		
5	実施要領7（6）に定める実績が 確認できる書類 ・市町村老人福祉計画・介護保険 事業計画に係る実態調査等の完了 実績・・・1件以上 <u>※加点対象となるので、複数ある 場合は5件まで提出すること</u>	契約書の写し及び成 果品	写可	◎		
6	業務執行体制	様式6		◎		
7	業務工程表	任意様式		◎		
8	参考見積書	様式7		◎		
9	参考見積書内訳書	任意様式		◎		
10	実施要領7（9）に定める実績が 確認できる書類			◎		
11	企画提案に関する上記全ての電子 データを納めたCD-R 又はDVD-R（副本データ含 む）			◎		
12	提出書類確認表	本表による		◎		

◎・・・必ず提出する書類

佐久市の入札参加資格を有していない事業者等は、提出書類に加え、以下の書類を必ず添付してください。

No.	提出書類名	提出要領	備考	区分	申請者 確認覧	佐久市 確認覧
13	物品購入等入札（見積）参加願	【追加申請様式】		◎		
14	誓約書	【追加申請様式】		◎		
15	経歴及び営業概要書	【追加申請様式】		◎		

16	佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）	-		△		
17	消費税及び地方消費税の納税証明書	-		◎		
18	各種料金の納付状況報告書 （佐久市に納付義務がある場合のみ）	【追加申請様式】		△		
19	商業登記簿謄本	法人に限る （個人の場合は身分証明書）	写可	△		
20	申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表			◎		
21	委任状	【追加申請様式】 支店・営業所等に代理委任する場合		△		
22	業務実績書（直近2年間の主な実績）	【追加申請様式】		◎		

◎・・・必ず提出する書類

△・・・該当する場合に提出

1 書類の提出部数等

ア No.1、5、11の書類等は1部、その他は正本1部、副本1部とする。

カラー刷りの場合は副本も同様とする。

イ 正本（1部）、副本（1部）は、上記No順にまとめて、フラットファイル（A4版）に綴じ込むこと。

ウ 佐久市の入札参加資格を有していない事業者の場合はNo.13からNo.22までを正本1部、副本1部を提出するフラットファイルとは別様にして提出すること。